

## 厚生労働省告示第 17 号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 63 号）附則第 6 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第 6 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成 22 年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成 31 年 1 月 30 日

厚生労働大臣 根本 匠

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第 6 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成 22 年度以降調整基礎率

平成 31 年度に適用されるべき平成 22 年度以降調整基礎率は、同年度における最高第 1 号都道府県単位保険料率から同年度における第 1 号平均保険料率を控除した率に 8.6 を乗じて得た率を 10 で除して得た率とする。